

**知的財産権概論 第3回**  
**特許権をどのように**  
**取得するのか？**

---

たくみ特許事務所  
弁理士 佐伯 裕子

# 特許権をどのように取得するのか？

1. 発明から特許出願まで
2. 特許出願に必要な書類
3. 特許出願の手続
4. 特許出願後に付与される番号
5. 特許出願後の手続（審査）

## 明細書作成までの検討手順

開発目的(研究テーマ)の明確化

先行技術調査

自分の発表論文・関連出願の抽出

本発明の客観的な把握・見直し  
(具体的な製品のイメージ)

実施例、適用例の追加

(論文、学会発表を見た当業者が思いつきそうな例)

完成明細書

# 特許出願に必要な書類

(工業所有権情報研修館  
研修用テキストより)

<p><b>特許印紙</b></p> <p>【書類名】特許願</p> <p>発明者や出願人等を記載します。</p>	<p>【書類名】明細書</p> <p>発明の内容を記載します。</p>	<p>【書類名】特許請求の範囲</p> <p>求める権利の範囲を記載します</p>	<p>【書類名】要約書</p> <p>発明全体のポイントを簡潔に記載します。 (公開特許公報への掲載のみを目的)</p>	<p>【書類名】図面</p> <p>発明の内容理解に役立つ図面を記載します。</p>
---	-------------------------------------	---	--	--

研究レポートに例えると		明細書等の構成 (特許法施行規則24条～25条)		
研究の名称	明細書	発明の名称	◎発明の内容を簡明に表現	
研究の分野		技術分野	◎発明の関連分野 (産業上の利用分野)	
従来技術レベル、研究の背景		背景技術	◎改良の基礎となる最新の従来技術	
研究テーマ、目標		先行技術文献	◎特許文献、非特許文献	
研究手段、手法		発明の概要	発明が解決しようとする課題	◎従来技術の問題点。新たなニーズ
実験結果、研究成果			課題を解決するための手段	◎どのような手段で解決するのか
実験例、実験データ等			発明の効果	◎従来技術より有利な点
			図面の簡単な説明	◎図ごとの説明。 ◎実施行った実験、試作の例。それらの論理的説明。理論からの推測で実施可能な発明をどのようにして産業上利用できるのか
			産業上の利用可能性	◎産業上の利用方法、生産方法、使用方法
			符号の説明等	◎符号の説明
		特許請求の範囲	◎特許を受けようとする発明の技術的範囲	
		要約書	◎発明全体のポイント (公開公報に掲載)	
装置図、フロー図等		(必要な) 図面	◎明細書の表現の理解を助ける	

簡単・明瞭な文法で明確、簡潔に記述する

# 出願明細書に書くべきこと

## 論文

論文を読んだ研究者がすぐに思いつくこと、試してみようとする事

実験データから確実にいえること

実験データ

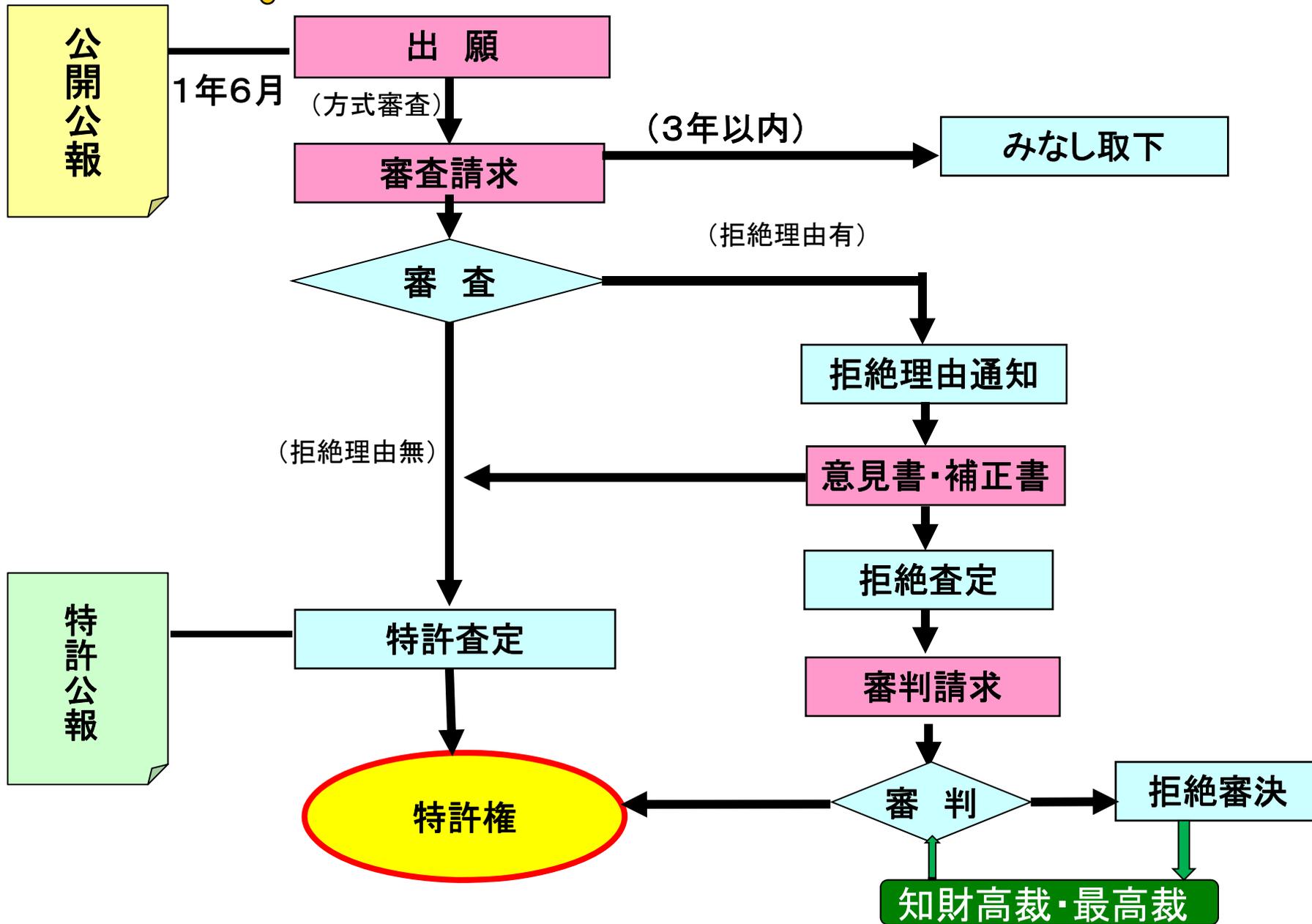
## 出願明細書

当業者が実験データに基づいて容易に実施できること

実験データから確実にいえること

実験データ

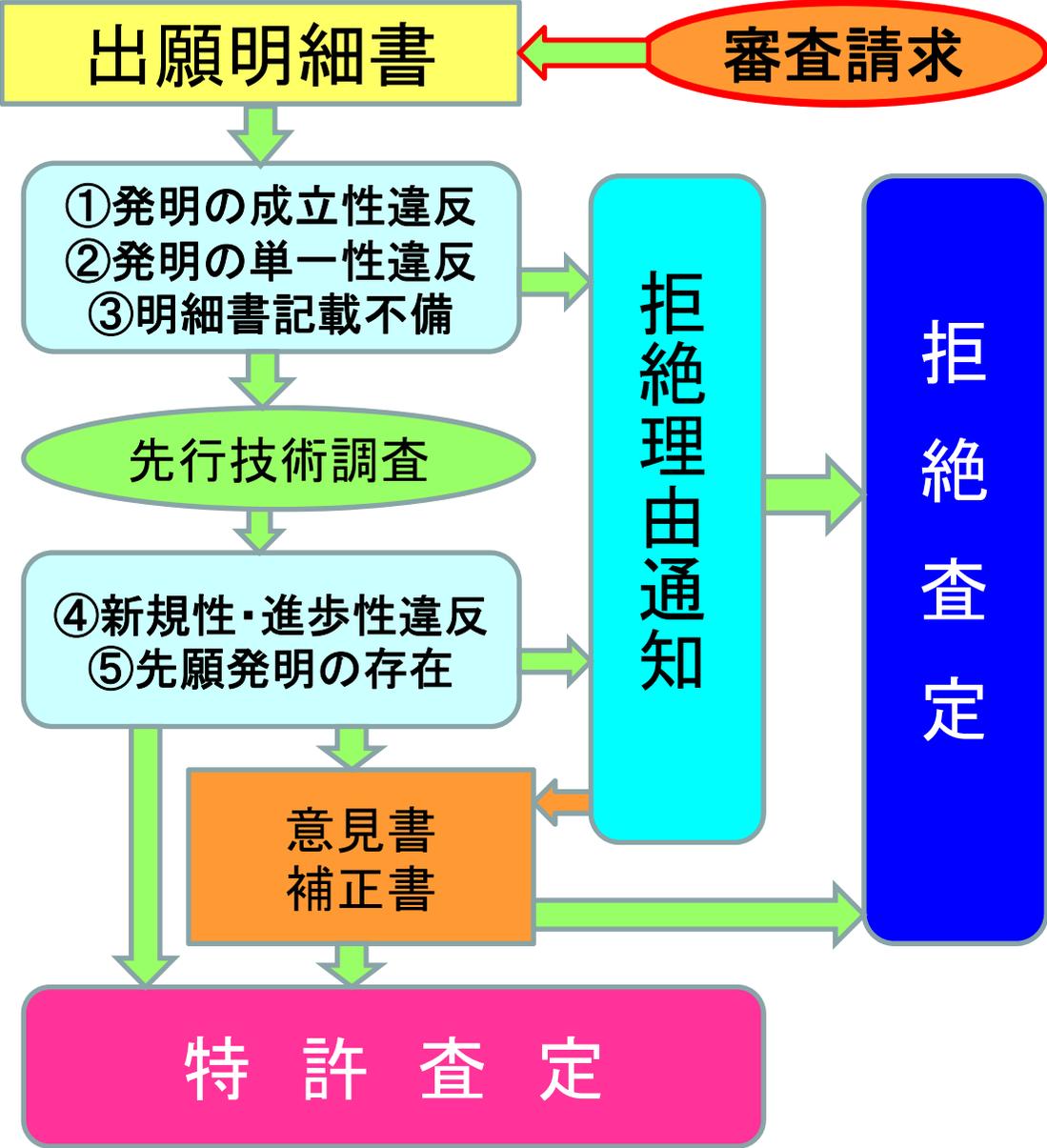
# 特許出願から特許権まで



## 主な拒絶理由

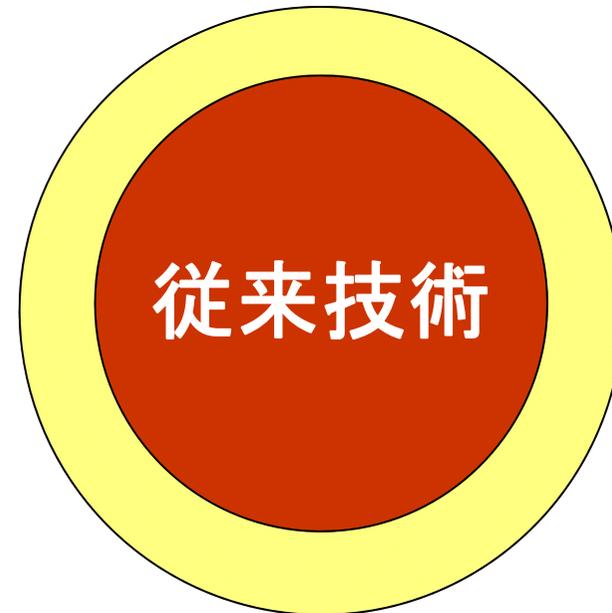
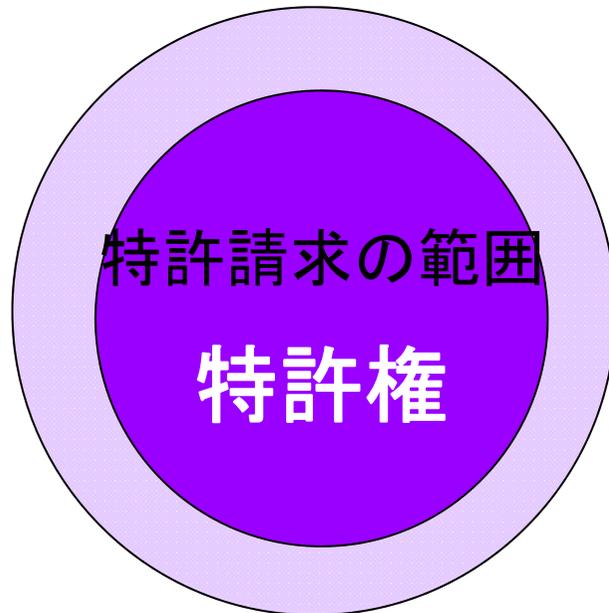
- ① 産業上利用できる発明ではない  
§ 29-1 柱書
- ② 発明の単一性を満たさない  
§ 37
- ③ 新規性がない  
§ 29-1-1, 2, 3
- ④ 進歩性がない  
§ 29-2
- ⑤ 先願がある  
§ 39      § 29の2
- ⑥ 明細書の記載に不備がある  
§ 36-4-1, 6-1, 2

審査官による実体審査



# 従来技術と特許権

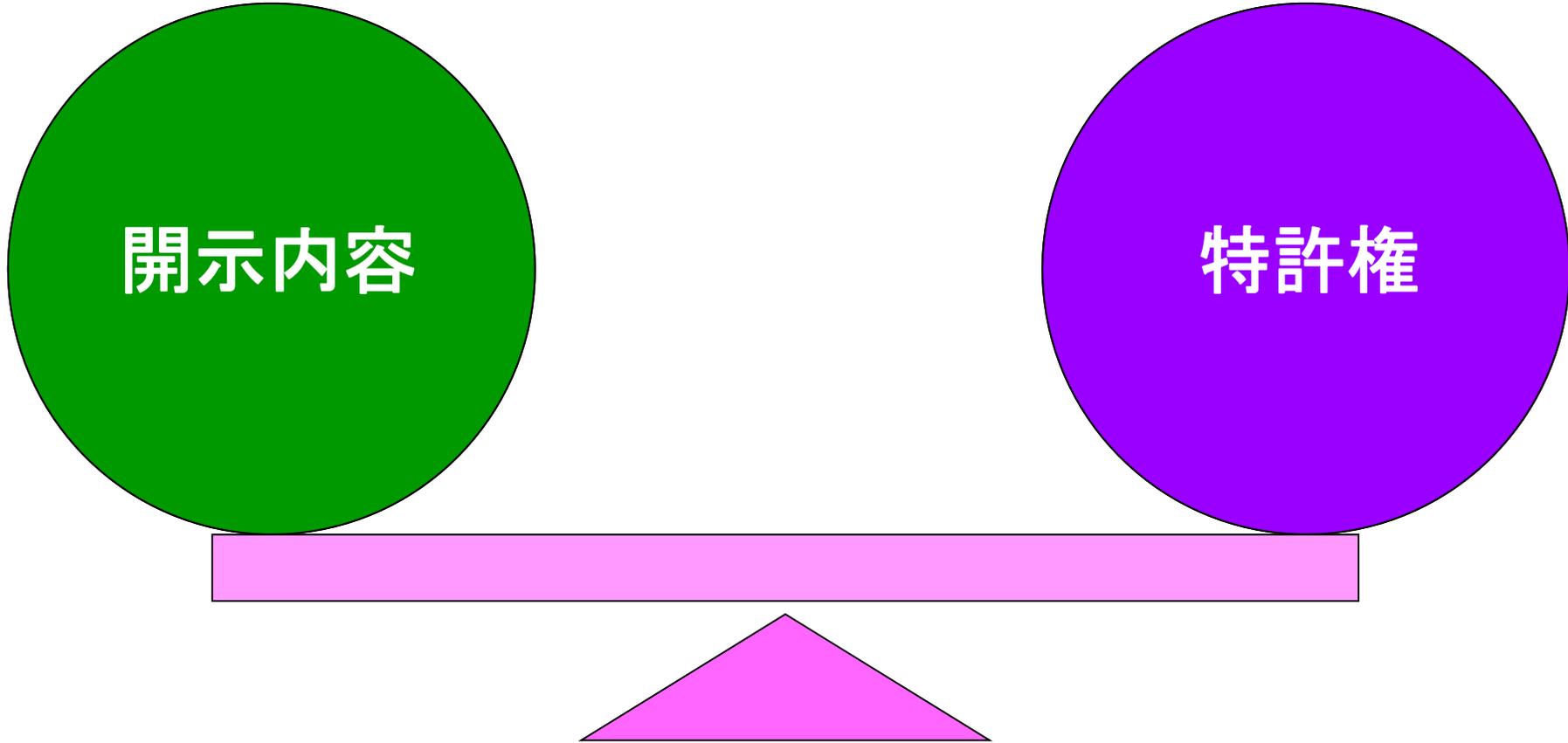
従来技術とその広がり＝新規性・進歩性



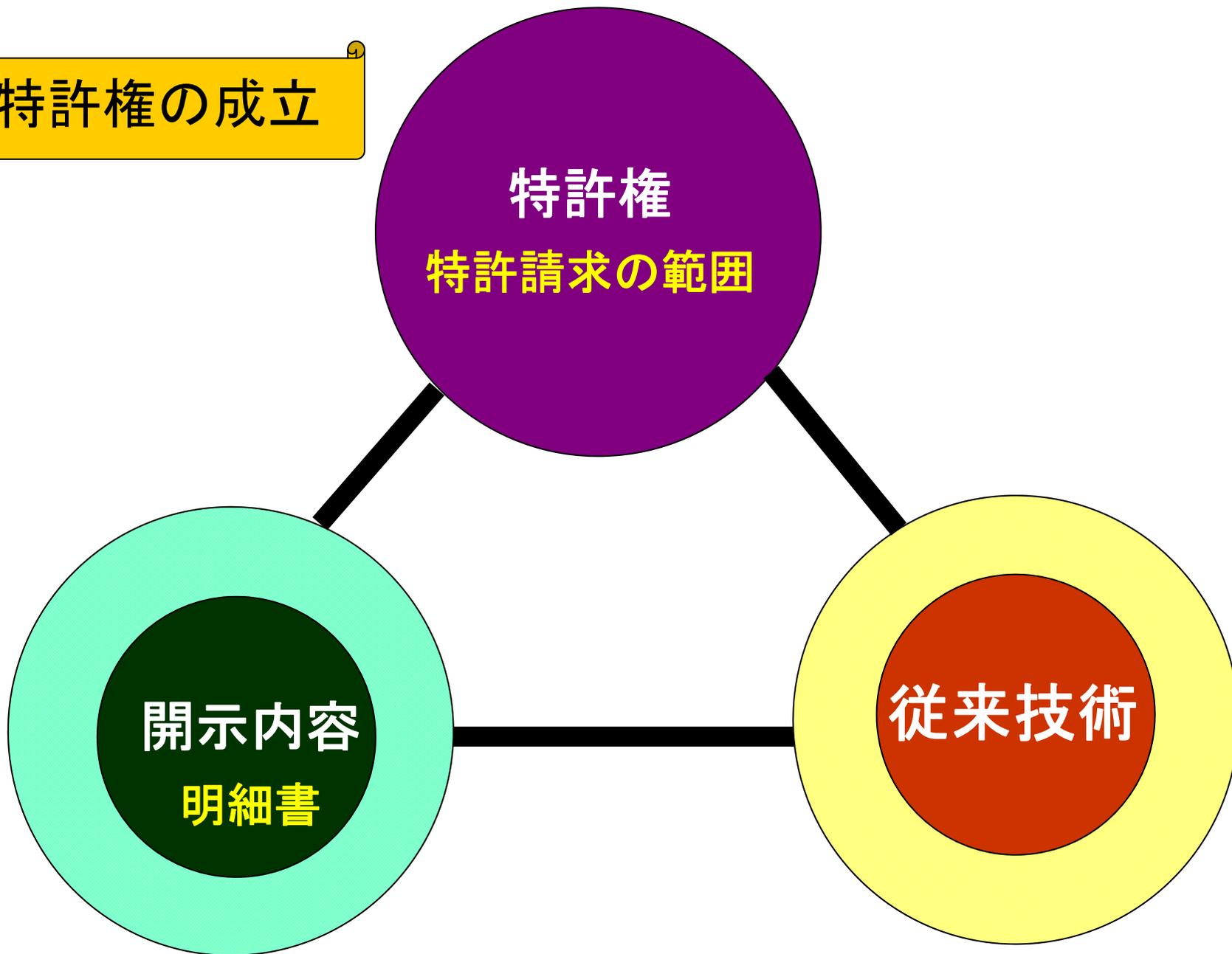
# 明細書の開示と特許権

開示内容

特許権



特許権の成立



特許権

特許請求の範囲

開示内容

明細書

従来技術

# 今日のポイント

---

1. 発明から特許出願まで  
先願主義：1日でも早い出願が有利
2. 特許出願に必要な書類  
願書・明細書・特許請求の範囲
3. 特許出願後の手続  
「審査請求」によって「実体審査」が始まる  
・ ・ ・ 出願後3年経過で「みなし取下」